

# ヨット売却の一般競争入札説明書

令和6年12月

香川県長尾土木事務所

# 目 次

	ページ
1. 入札物件	1
2. 入札に参加することができない者	2
3. 入札参加の申込	4
4. 現地確認の日時、場所	5
5. 入札保証金の納付	5
6. 売買契約の内容に関する質問の受付	6
7. 入札及び開札の日時、場所	6
8. 入札日の持参品等	6
9. 入札の注意事項	7
10. 開札、入札結果	8
11. 入札の無効	8
12. 落札者の決定	8
13. 入札保証金の還付及び契約保証金	8
14. 契約の締結	9
15. 売買代金の支払方法	9
16. 所有権の移転、費用負担	9
17. その他の注意事項	9
<b>様式</b>	
「ヨット売却の一般競争入札参加申込書兼受付書」(様式1)	11
「誓約書」(様式2)	13
「役員一覧」(様式3)	14
「委任状」(様式4)	15
「入札書」(様式5)	16
「入札説明等に関する質問書」(様式6)	17
「入札(契約)保証金免除(減額)申請書(様式7)	18
「ヨット売買契約書(例)」	19
<b>物件調書</b>	<b>24</b>

入札に参加される方は、次の事項をお読みの上、参加してください。

1. 入札物件

売却物件の名称	ヨット
売却物件の所在地	香川県さぬき市志度 志度港1号物揚場前泊地内
船種及び船名	汽船
船舶の長さ	7.93m
総トン数	5t未満

●注意事項

- 1 入札参加申込受付期間内(令和6年12月13日～令和7年1月21日)に所定の方法により入札参加申込みした方のみが、入札に参加できます。
- 2 予定価格以上の最高価格で落札した方に売却します。
- 3 一般競争入札の結果及び契約内容(物件の名称、物件の所在地、落札金額、契約金額等)は、公表します。
- 4 入札参加資格の確認のため、関係機関に照会する場合があります。

●ヨット売却の一般競争入札に関する問い合わせ・入札参加申込先

〒769-2301

さぬき市長尾東1538-1

香川県長尾土木事務所 総務課

TEL 0879-52-2585

FAX 0879-52-4855

## 2. 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- ① 契約を締結する能力を有しない者
  - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、次に掲げる者は、除く。
- ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
  - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号（下記①～⑦）のいずれかに該当すると認められた者で、知事が 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加できないこととしている者
- ① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - ⑦ 前各号の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

注：知事が 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加できないこととしている者は、次のとおりです。

ア 香川県建設工事指名停止等措置要領（昭和 59 年香川県告示第 456

号)による指名停止期間中の者

イ 香川県物品の買入等に係る指名停止等措置要領(平成11年香川県告示第787号)による指名停止期間中の者

ウ その他地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による入札参加資格停止期間中の者

- (4) 上記(3)に該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は申込代理人として使用する者
- (5) 本入札物件に関し、地方自治法第238条の3第1項の規定により公有財産を譲り受けることができないとされた香川県職員である者
- (6) 暴力団対策法第2条に規定する暴力団
- (7) 香川県における「県有財産等の売払いにおける暴力団等の排除に関する要綱」の別表(以下「別表」という。)に該当する者

注:別表に該当する者とは、次のとおりです

- ① 代表一般役員等が暴力団関係者(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員以外の者で暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。)であると認められるもの。
- ② 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるもの。
- ③ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるもの。
- ④ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの。
- ⑤ 契約の相手方が①から④までのいずれかに該当する者であると知りながら、当該者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるもの。
- ⑥ ①から④までのいずれかに該当する者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合(⑤に該当する場合を除く。)において、県が当該下請契約又は資材等の購入契約を解除する等当該

者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったもの。

- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員
- (9) 法人にあっては、香川県及び本店所在地の都道府県税、所得税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。  
個人にあっては、住所地の都道府県税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

※ 入札参加資格の確認のため、関係機関に照会する場合があります。

### 3. 入札参加の申込

- (1) 入札に参加を希望される方は、**入札参加申込受付期間内(令和6年12月13日～令和7年1月21日)**に、次の書類を添えて「ヨット売却の一般競争入札参加申込書兼受付書（様式 1）（以下「申込書」という。）」を提出してください。  
申込書（様式 1）及び誓約書（様式 2）に押印される印鑑は、印鑑登録をしている印鑑を使用してください。

① 個人の場合	ア 住民票 イ 誓約書（様式 2） ウ 印鑑登録証明書
② 法人の場合	ア 登記事項証明書（現在事項） イ 誓約書（様式 2） ウ 印鑑証明書 エ 役員一覧（様式 3）

注 1 住民票、登記事項証明書（現在事項）及び印鑑（登録）証明書は、  
交付の日から 1 か月以内のものを添付してください。

#### (2) 入札参加申込受付期間

申込方法	入札参加申込受付期間
持参の場合	令和 6 年 1 2 月 1 3 日（金）午前 9 時から 令和 7 年 1 月 2 1 日（火）午後 5 時まで
郵送の場合	上記期間内に、簡易書留により到達したものに限り。

注1 ただし、香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）に規定する県の休日の受付は行いません。なお、受付時間は、正午から午後1時を除く午前9時から午後5時までです。

2 電送による申込は受け付けません。

### （3）申込先

香川県さぬき市長尾東1538-1

香川県長尾土木事務所 総務課

TEL 0879-52-2585

FAX 0879-52-4855

（4）郵送される場合、次のいずれかに該当する申込みは受け付けできませんので、ご注意ください。

- ① 受付期間を過ぎてから本県に到達したもの。
- ② 申込書に住民票、誓約書及び印鑑登録証明書が添付されていないもの。（個人の場合）  
申込書に登記事項証明書（現在事項）、誓約書、印鑑証明書及び役員一覧が添付されていないもの。（法人の場合）
- ③ 申込書、誓約書及び役員一覧の記載に不備があるもの、又は記載が不明瞭なもの。
- ④ 入札参加物件の不明確なもの。

### 4. 現地確認の日時、場所

現地は下記の期間内でご確認いただけます。受付は随時行いますので、3（3）申込先に記載する連絡先まで、現地確認をしたい日時を連絡してください。

期間：令和6年12月13日（金）午前9時から

令和6年12月27日（金）午後5時まで

ただし、土日祝日を除く

場所：志度港1号物揚場前泊地

香川県さぬき市志度5384-3地先

なお、現地確認の際は職員が立ち会いますが、運転手等の手配はいたしません。現地確認に必要な作業員は各自で手配お願いいたします。

### 5. 入札保証金の納付

入札参加申込受付期間終了後に香川県から送付される納付書を用いて、入札金額（契約しようとする金額）の100分の5以上に相当する金額を、入札ま

で金融機関で納付してください。(※消費税等を含んだ金額ですのでご注意ください。)

開札当日に納付される方は入札保証金等納付書(規則第66号様式)に必要な事項を記載して、現金を、開札開始時間の前までに入札執行機関の出納員に納付してください。

入札保証金等を開札日の前日までに納付された方は、開札開始時間の前までに納付済通知書(原本)を入札執行職員に提示してください。

入札保証金は、香川県会計規則第152条に該当する場合は、減免することができますので、減免を希望される方は、入札公告で指定した日時までに減免申請書(様式7)を提出してください。

## 6. 売買契約の内容に関する質問の受付

売買契約の内容に関する質問を以下のとおり受け付けます。

### (1) 受付期間

令和6年12月13日(金)～令和7年1月6日(月)

午前9時から午後5時まで

(ただし、持参の場合は香川県の休日を定める条例(平成元年香川県条例第1号)に規定する県の休日及び正午から午後1時の間を除きます。)

### (2) 受付方法

質問の要旨を簡潔にまとめた文書(様式6)を3の(3)に掲げる場所へ送付してください。(文書は、FAXによる送付も可としますが、必ず電話により着信の確認を行ってください。)

### (3) 質問に対する回答

令和7年1月9日に入札説明書交付者全員にFAXで通知するとともに、香川県長尾土木事務所総務課で閲覧に供します。

## 7. 入札及び開札の日時、場所

物件番号	場 所	年 月 日	時 間	
1	さぬき市長尾東1 538-1 長尾土木事務所会 議室	令和7年2月6日(木)	受付	午前10:30～午前 10:50
			入札	午前11:00～

注1 受付時間内に来られない場合は、入札に参加できませんので、ご注意ください。

(郵便等による入札の場合(9の入札の注意事項参照)は除きます。)

2 入札開始時間は、受付状況等により、多少前後することがあります。

3 開札は、入札終了後、直ちに行います。

## 8. 入札日の持参品等

(1) ヨット売却の一般競争入札参加申込書兼受付書の写し(県から手渡し又は郵送したもの)

(2) 委任状(代理人が入札を行う場合)



法人の代表権がない方や個人でやむを得ず代理の方が入札に参加される場合は、委任状（様式４）を提出してください。

（３）入札書（様式５）

（４）印鑑

本人の場合は、申込書に押印された印鑑（印鑑登録をしている印鑑）、代理人の場合は、委任状に押印された代理人の印鑑を持参してください。

（５）封筒

入札書を入れる封筒を持参してください。（ヨット売却に係る入札書在中と表示のこと）

（６）入札保証金の納付を証する書面

納付した入札保証金の領収書（正本）を持参してください。

（７）筆記用具

## 9. 入札の注意事項

（１）入札参加者又はその代理人は、この入札説明書の各事項、契約事項、入札に付されている物件及び県の係員から指定された事項を承知の上、入札書を作成し、入札すること。

（２）入札参加者は、入札書（様式５）を直接に又は郵便若しくは信書便（以下、「郵便等」という。書留進展若しくはそれに相当する方法に限る。）により提出しなければならない。ただし、郵便等による入札の場合は、令和7年2月3日（月）の午後5時までに到着したものののみ有効とする。

なお、電話、電報、電子メール、FAX等による入札は認めない。

（３）入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

（４）郵便等による入札書の提出先は3の（3）に掲げる機関とする。

（５）インク又は墨で必要な事項を記入し記名押印した入札書を封筒に入れ、所定の入札箱に投函してください。

封筒には、「ヨット売却に係る入札書在中」と表示してください。

（６）郵便等により提出する場合は、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて封かんのうえ、当該中封筒の表面には直接提出する場合と同様に氏名等を記載し、外封筒の表面には「2月6日午前11時00分開札 ヨット売却に係る入札書在中」と朱書きしなければならない。

（７）入札金額は、入札用紙に右詰めで物件の価額をアラビア数字（算用数字）で表示し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

（８）入札は、1人1通とし、入札者は他の入札者の代理人にはなれません。

（９）事由のいかんにかかわらず、提出した入札書の取換え、変更又は取消しをすることはできません。

（10）代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出し、入札書には代理人名を記入押印してください。

## 10. 開札、入札結果

- (1) 開札は、入札後直ちに入札者の面前で行います。ただし、入札者が開札に立ち会わない場合は、県が指定した者を立ち会いさせて開札しますが、その場合は異議の申立てはできません。
- (2) 開札した結果、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合は、その名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札者に口頭によりお知らせします。

## 11. 入札の無効

次の各号に該当する入札は、無効とします。

- (1) 上記2. に掲げる入札に参加することができない者が入札した場合
- (2) ヨット売却の一般競争入札参加申込書兼受付書等事前に指定した書類（委任状を含む。）を提出していない場合
- (3) ヨット売却の一般競争入札参加申込書兼受付書の写しを持参していない場合
- (4) 入札者が連合して入札したと認められた場合
- (5) 入札に際し不正の行為があった場合
- (6) 入札者が2以上の入札をした場合
- (7) 入札保証金の納付がないとき、又は不足する場合
- (8) 入札書に氏名その他重要な文字又は押印が誤脱し、又は不明である場合
- (9) 入札書の金額を訂正した場合
- (10) 本入札説明書に違反した場合
- (11) 入札担当者の指示に従わない場合
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札者が契約担当者のあらかじめ指定した事項に違反した場合

## 12. 落札者の決定

落札者は、予定価格以上で、最高の金額をもって入札した者とします。

ただし、落札者となる同価の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。

その場合、「くじ」を引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員が引いて決定します。

開札をした場合において、入札金額のうち予定価格以上の価格の入札がない時は、直ちに再度入札を行います。入札は原則として2回を限度とします。

入札の結果や契約内容については、公表や問い合わせへの回答を行います。

## 13. 入札保証金の還付及び契約保証金

入札保証金は、落札者以外の方には、還付します。還付の手続については、別途お知らせします。

落札された方が納付した入札保証金は、契約締結後に還付いたします。

落札者は、売買契約締結前に契約金額の100分の10に相当する金額以上の契約保証金を支払う必要があります。

契約保証金は、契約の履行を確認した後で還付いたします。

還付の手続については、別途お知らせします。

契約保証金は、香川県会計規則第152条に該当する場合は、減免することができますので、減免を希望される方は、入札公告で指定した日時までに減免申請書（様式7）を提出してください。

#### 14. 契約の締結

落札者は、契約書を郵送する場合その他やむを得ない理由があると県が認めた場合以外は、落札決定の日から5日以内に別紙様式のヨット売買契約書により契約を締結する必要があります。

なお、落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、県に帰属することになります。

#### 15. 売買代金の支払方法

落札者は、契約保証金を支払った後に締結する売買契約の日から30日以内に、売買代金を、香川県が発行する納入通知書により、納入してください。

#### 16. 所有権の移転、費用負担

(1) 売買代金を完納したときに所有権の移転があったものとし、直ちに物件を現況のまま引き渡します。

(2) 売買契約書（県保管用のもの1部）に貼付する収入印紙等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担とします。

#### 17. その他の注意事項

(1) 物件の引き渡しは現況のままで行います。

必ず事前に現地の確認をし、その状況を承知のうえ入札に参加してください。

**契約後に隠れた瑕疵が発見された場合でも、県は責任を負いません。**

(2) 当該物件については、平成30年4月から令和4年6月までのプレジャーボートの用に供しておりましたが、その後、所有者不明となったため、詳細点検はできておらず、また、**動作確認もしていません。このため、当物件が自走するか否かは不明であり、自走しなかった場合についても、県は一切の責任を負いません。**また、当物件の使用に当たり、必要となった修繕等の費用については、**落札者側の負担となります。**

(3) 入札物件をそのまま使用する場合は、**落札者の責任において、船舶の登録等所定の手続きを行ってください。**

(4) 継続しない場合の入札物件の撤去期限は、**令和7年3月31日（月）**とします。

(5) 継続しない場合の入札物件の撤去については、船体本体及びその附属物を落

札者の責任において行うものとし、これに要する費用負担は落札者本人の負担とします。

- (6) 入札保証金及び契約保証金は、その受け入れ期間について、利子は付しません。
- (7) 落札者の売買契約に関する予約完結権の譲渡はできません。
- (8) 入札結果や契約内容（物件の名称、物件の所在地、落札金額、契約金額等）を公表します。
- (9) 入札及び契約については、この説明書に記載しているもの以外は、地方自治法、同法施行令及び香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）に基づいて、行います。

(様式1)

※受付番号

ヨット売却の一般競争入札参加申込書兼受付書

ヨット売却の一般競争入札に参加したいので、「ヨット売却の一般競争入札説明書」記載の内容を了知の上、必要書類を添付の上申し込みます。

香川県長尾土木事務所長 阿河 賢治 殿

令和 年 月 日

申込者 住 所  
(所在地)  
  
氏 名  
(法人名及び代表者名) 印  
  
電話番号

[共有者がいる場合に記入してください。]

共有者 住 所  
氏 名 印

## 一般競争入札参加申込書兼受付書(様式1)の注意事項

- 1 ※印の「受付番号」欄は記入しないでください。
- 2 個人の場合は、住民票、誓約書(様式2)及び印鑑登録証明書を各 1 部添付してください。
- 3 法人の場合は、登記事項証明書(現在事項)、誓約書(様式2)、印鑑証明書及び役員一覧(様式3)を各 1 部添付してください。
- 4 申込書に押印される印鑑は、印鑑登録をしている印鑑を使用してください。
- 5 申込みの受付をした後、この本書の写しをお渡し(送付)します。
- 6 入札会場への入場には、この写しが必要となりますので、大切に保管してください。

なお、入札会場には、申込者本人又は代理人(代理人の場合は委任状が必要です。)が必ず出席してください。出席がなかった場合は、入札を辞退したものとしますので、ご了承ください。

(様式2)

誓 約 書

令和 年 月 日

長尾土木事務所長 阿河 賢治 殿

申込者 住所  
(所在地)  
氏名  
(法人名及び代表者名) 印

[共有者がいる場合に記入してください。]

共有者 住所  
氏名 印

令和 年 月 日付けで入札公告のありましたヨット売却の一般競争入札参加申込みに  
当たって、下記のことを誓約します。

記

1. 当該入札に係る「ヨット売却の一般競争入札説明書」に記載されている入札に参加できない者に該当しないことを誓約します。
2. 入札に対し、入札物件の状況、入札説明書の内容、入札説明等すべて承知の上参加します。後日これらの事柄について香川県に対し、一切の異議、苦情を申し立てません。

- 注1 誓約書に押印される印鑑は、印鑑登録をしている印鑑を使用してください。  
2 入札物件毎に作成してください。





(様式4)

委 任 状

令和 年 月 日

長尾土木事務所長 阿河 賢治 殿

申込者 住 所

(所在地)

氏 名

(法人名及び代表者名)

印

私は、(住所) (氏名) 印(入札書  
使用印)を代理人と定め、令和 年 月 日執行の下記のヨット売却の一般競争入札に関  
する一切の権限(入札保証金の納付及び還付金の受領等入札に附随する一切の権限を含む。)  
を委任します。

注1 申込者が押印される印鑑は、申込書に押印された印鑑(印鑑登録をしている印鑑)  
を使用してください。

(様式5)

## 入 札 書

令和 年 月 日

契約担当者

長尾土木事務所長 阿河 賢治 殿

入札者 住所

氏名

印

香川県会計規則及びヨット売却の一般競争入札説明書を承諾の上、下記のとおり入札します。

金 額			億	千	百	十	万	千	百	十	円
-----	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- 注：1. 入札者の氏名は、法人にあっては、商号又は名称及び代表者の氏名を記載して代表者印を押印すること。
2. 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出し、入札書に代理人名を記入押印すること。
3. 入札金額は、アラビア数字をもって消し難いもので記載するとともに頭書に¥の記号を付記すること。
4. 入札金額は、訂正しないこと。
5. 入札年月日は、入札の日を記載すること。

(様式6)

### 入札説明書等に関する質問書

住所	
法人名	
電話番号 F A X 番号	

質問 No.	質問項目	質問内容
1		
2		
3		

(県が記入)

質問 No.	回答
1	
2	
3	

(様式7)

入札(契約)保証金減免申請書

令和 年 月 日

長尾土木事務所長  
阿河 賢治 殿

所在地  
名称又は商号  
代表者氏名 印

香川県が一般競争入札に付する下記契約について、香川県会計規則第152条第1号(同条第2号イ)の規定により入札(契約)保証金減免を受けたいので、関係資料を添えて申請します。

記

1. 入札事項等

入札に付する事項	契約名	ヨット売買契約
	履行期限	令和 年 月 日
減免を受けたい保証金の種類	①入札保証金 ②契約保証金	
担当者職氏名・連絡先	電話 FAX E-mail	

2. 国(独立行政法人を含む。)・地方公共団体との契約実績

売主	物件の品名等	契約日	契約金額	入札保証金等の状況
		令和 年 月 日	円	①納付 ②減免
		令和 年 月 日	円	①納付 ②減免
		令和 年 月 日	円	①納付 ②減免

上記記載の契約について、契約期間内に履行し、検収(検査)に合格したことに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

所在地  
名称又は商号  
代表者氏名 印

※上記実績に係る契約書の写しを添付して下さい。

## ヨット売買契約書（案）

売主 香川県（以下「甲」という。）と買主 （以下「乙」という。）とは、次の条項によりヨットを売買物件とする売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、下記記載のとおりとする。

物件の名称	ヨット
物件の所在地	さぬき市志度 志度港1号物揚場前泊地内
船種及び船名	汽船
船舶の長さ	7.93m
総トン数	5t未満

- 乙は、売買物件に附属物が存在していることを承知して、現状有姿のまま、この物件を買い受けるものとする。
- 乙は、別に公表されている売買物件の物件調書の記載内容について、これを了解した上でこの物件を買い受けるものとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（契約条件）

- 第4条 乙は売買物件をそのまま継続使用する場合は、乙の責任において所定の手続を行うこと。
- 乙は、売買物件をそのまま継続使用しない場合は、撤去期限までに売買物件の全てを撤去しなければならない。
  - 前項に該当する場合の撤去期限は令和7年3月31日（月）とする。
  - 売買物件の撤去工事及び関係する業務は、乙の責任及び費用負担において行うものとする。
  - 売買物件の撤去後の輸送及び整備等に伴う業務は、乙の責任において行うものとする。

（契約保証金）

- 第5条 乙は契約保証金として金<売買代金の10/100以上の金額>円を、この契約締結前に納付しなければならない。
- 前項の契約保証金には、利子を付さないものとする。
  - 第1項の契約保証金は、第14条に定める損害賠償の額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4 乙が第6条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は甲に帰属するものとする。

(売買代金の支払)

第6条 乙は、第3条の売買代金から前条第1項の契約保証金を控除した金 円を甲の発行する納入通知書により令和 年 月 日(以下「納期限」という。)までに甲の指定する場所において支払うものとする。

2 乙は、やむを得ない事由により前項に定める納期限までに支払うことができないときは、あらかじめ詳細な理由を付した書面及び支払予定日を記載した書面を甲に申請し、書面による承認を得なければならない。この場合において、乙は、支払予定日までに第7条に定める遅延損害金と合わせて前項に定める金額を支払うこと。

3 契約保証金は、乙が第1項に定める金額(第7条の遅延損害金がある場合は、これを含む。)を支払ったときに、甲において売買代金の一部に充当するものとする。

(遅延損害金)

第7条 乙は、売買代金を納期限までに支払わないときは、納期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、未払金額に当該納期限が経過した日における民法(明治29年法律第89号)第404条に定める法定利率を乗じて計算した額を遅延損害金として甲に支払わなければならない。

(所有権の移転及び引渡し)

第8条 売買物件の所有権は、乙が売買代金(前条の遅延損害金がある場合は、これを含む。)の支払を完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 売買物件は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、現状有姿のまま甲から乙に引渡しがあったものとする。

(危険負担)

第9条 前条第2項の引渡しまでの間に、甲乙双方の責めに帰することができない事由により、売買物件が滅失又は毀損したときは、乙は契約を解除することができる。

(契約不適合責任)

第10条 売買物件を現状有姿のまま引き渡すことに鑑み、乙は甲に対し、売買物件に関し、契約不適合を理由とする売買代金の減額、若しくは損害賠償、追完の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、甲が知っていたにもかかわらず告げなかった事実についてはこの限りではない。

2 乙は契約の内容に不適合があることを知ってから1年以内に甲に不適合の内容を通知しなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないとき、又は次の各号のいずれかに該当しているときは、何らの催告を要せずこの契約を解除することができるものとする。この場合において、解除により乙に損害が生ずることがあっても、甲は、その賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 代表一般役員等（乙の代表役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めべき肩書を付した役員を含む。）をいう。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
- (3) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。
- (4) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 契約等の相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。
- (6) （1）から（4）までのいずれかに該当する者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（（5）に該当する場合を除く。）に、甲が当該下請契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないよう求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- (7) 代表一般役員等が無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。）第5条に規定する観察処分を受けた団体の役員又は構成員であるとき。

#### （違約金）

第12条 乙は、前条の規定により契約を解除されたときは、売買代金の1割に相当する金額を違約金として、甲の指定する日までに支払わなければならない。ただし、第5条4項の規定により契約保証金が甲に帰属する場合となった場合はその限りではない。

2 前項の違約金は、第14条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

#### （原状回復義務）

第13条 乙は、第11条の規定によりこの契約を解除されたときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、契約解除時の時価により、減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等請求権の放棄)

第15条 乙は、この契約を解除された場合において、売買物件に投じた有益費、必要費又はその他の費用があってもこれを甲に請求できないものとする。

(返還金)

第16条 甲は、第11条の規定によりこの契約を解除したときは、既納の売買代金を乙に返還するものとする。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

2 甲は、第11条の規定によりこの契約を解除したときは、既納の遅延損害金及び乙の負担した契約の締結に要する費用は返還しない。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、前条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第7条の遅延損害金、第12条の違約金、第13条の減損額又は第14条の損害賠償として甲に支払うべき金額があるときは、それらの全部又は一部とその返還金とを相殺するものとする。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第19条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。



令和 年 月 日

売主（甲） 香川県さぬき市長尾東1538番地1

香川県

香川県長尾土木事務所長 阿河 賢治

買主（乙） （住所）

（氏名）

## 物件調書

### 1. 物件の概要

売却物件の名称	ヨット
売却物件の所在地	香川県さぬき市志度 志度港 1 号物揚場前泊地内
船種及び船名	汽船
船舶の長さ	7.93m
総トン数	5t未満

## 2. 物件の写真



### 3. 物件の保管場所

